

えひめの農林水産物「ちょこっと体験！まるごと収穫！」オーナー制度登録要綱等の概要

【オーナー制度登録要綱】

第1条 目的→県内のオーナー制度について、一定の基準を満たす登録事業者を県のホームページで県内外に広くPRするなどにより、県内オーナー制度の信用性の向上に資するとともに、その普及・拡大を進める

第2条 定義→

○農林水産物

生鮮食品、乾しいたけ、茶、花き、真珠及びそれらを主な原材料に使用し製造・加工したもの（どぶろく・ワイン等を含む）等

○オーナー制度

収穫等の前に申し込みを行い、農林水産物を受け取る仕組みで、収穫作業等の体験や生産状況のWEB等での発信など生産過程を消費者が楽しむことも可能なもの

第3条 登録基準→

- (1) 県内産の農林水産物（加工品は原則として県内で製造・加工したもの）
- (2) 収穫等の前に申し込むもので、収穫作業等の体験又は生産状況のWEB等での発信があること
- (3) 農林水産物の栽培・飼養・加工等の方法が適切なものであること
- (4) 代金が妥当なものであること
- (5) オーナー制度を確実に実施できること

第4条 登録の申請→

○申請は地方局（地域農業育成室、家畜保健衛生所、森林林業課、水産課）を經由

○地方局は現地確認及び市町又は農林水産関係団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等）担当部署への聞き取りを実施（併せて産品の特徴等についても作成）

第5条 登録→審査を経て登録

第6条 登録の有効期間→登録の日から起算して3年間

第7条 登録通知等→申請者の通知とホームページでの公表

第8・9条 変更の取扱い→

重要な内容（登録審査に関わりが深いもの）→登録と同様の流れの手続き（8条）

軽微な変更（登録審査に関わりがそれほどないもの）→届出のみ（9条）

項 目	内 容
重要な変更 ※変更の申請 （第8条関係）	・「2. オーナー制度の概要」のうち次に掲げる事項 〔品種・品目名、料金、提供商品（最低保証量）、収穫作業等の体験、生産状況等のWEBなどでの発信〕 ・「3. 確認事項」
軽微な変更 ※変更の届出 （第9条関係）	・「1. 事業者の概要」 ・「2. オーナー制度の概要」のうち次に掲げる事項 〔名称、特徴、スケジュール、募集期間、オーナー期間、オーナー募集定員、アピールポイント、その他オーナー特典等〕

第10条 登録の更新→有効期間が満了する日の30日前までに申請（手続きは登録と同様）

第11条 関係書類の備付及び保存→5年間保存

第12条 報告の徴収等→・毎事業年度終了後2ヵ月以内に年間実績等報告
・知事は必要に応じて報告や立ち入り調査を実施

第13条 改善指導→特に改善を要するときは指導し改善結果の報告を求める

第14条 登録の取り消し→以下の場合に登録を取消し

- (1) 登録基準を満たさなくなったとき
 - (2) 偽りその他不正な手段の登録・変更・更新
 - (3) 要綱の規定に違反したとき
 - (4) 要綱の運用に重大な支障を来す行為又は制度の信用を著しく損なう行為
- ※取消し後3年間は欠格

第15条 苦情の処理等→事故又は苦情等が発生したときは県に報告書を提出

第16条 責務→・知事：

- (1) ちょこまるオーナー制度について県内外に広くPRし、県内オーナー制度の普及・拡大を進める
- (2) 要綱が適切に運営されるよう総合的な調整

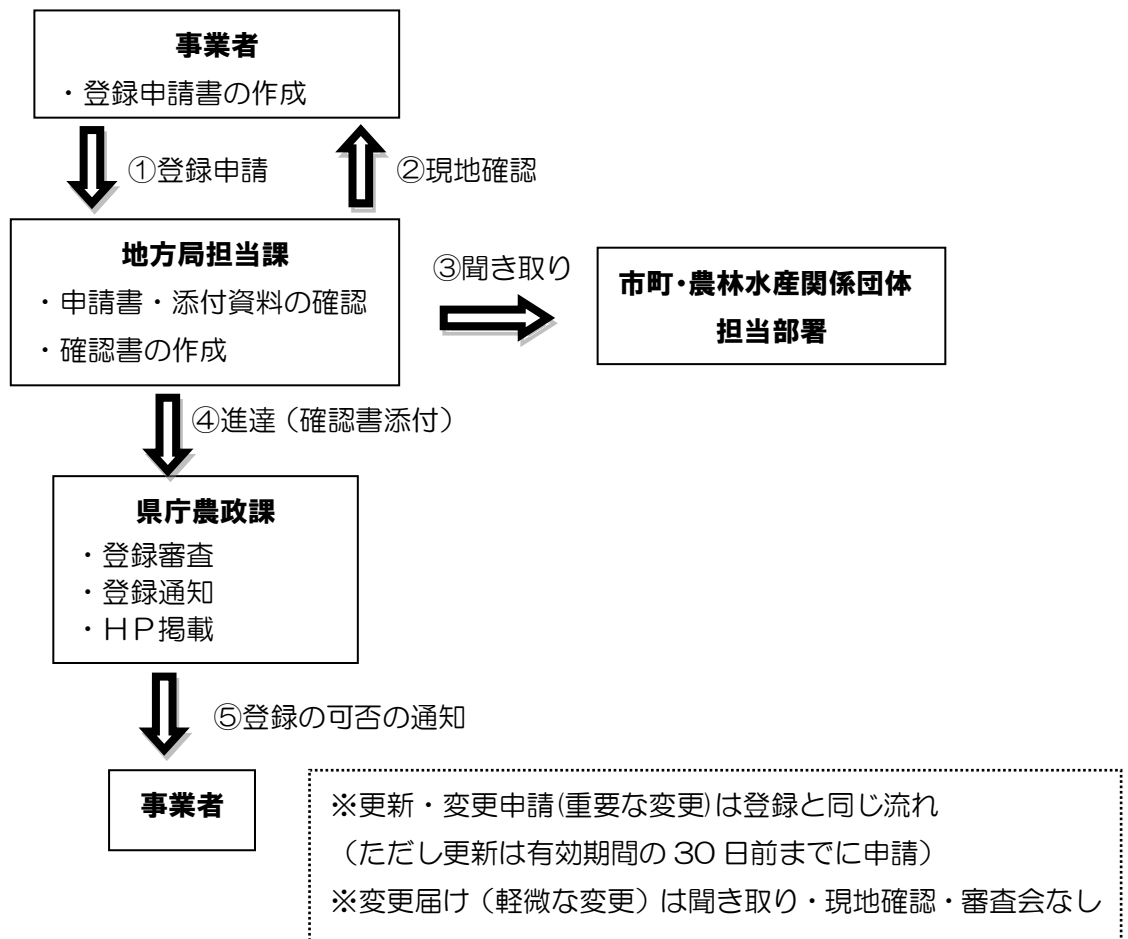
・登録事業者：

- (1) 安全・安心の確保や品質等の管理徹底と要綱の遵守
- (2) ちょこまるオーナー制度の積極的な情報発信
- (3) ちょこまるオーナー制度に関する事業への協力

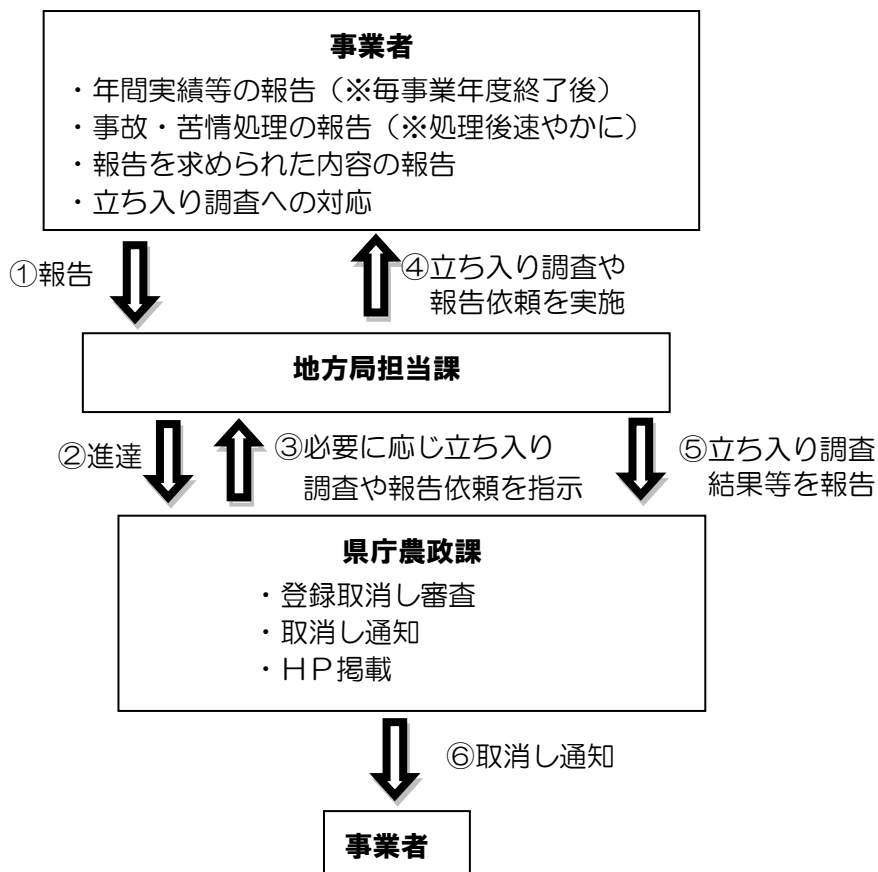
第17条 損害に対する責任→知事は登録事業者が行う事業活動により生じた損害等に対する責任は、その原因の如何を問わずこれを負わない

第18条 補則→他に必要な事項は知事が定める

○申請・登録（更新・変更申請・変更届け）の流れ



○報告・調査・指導・取消しの流れ



1. 事業者の概要

(ふりがな) 氏名（又は団体名）		〇〇果樹園	
※ 団体の場合 代表者氏名		みかん 太郎	
住所（又は所在地）		〒〇〇〇-〇〇〇〇 愛媛県〇〇市〇〇町〇-〇	
営業時間		8:30-17:00	HP 掲載 可
ホームページアドレス		https://〇〇〇〇	HP 掲載 可
連絡先等	担 当 者	〇〇太郎	HP 掲載 不可
	固定電話	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	HP 掲載 可
	携帯電話	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	HP 掲載 不可
	FAX 番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	HP 掲載 可
	その他		HP 掲載 可・不可

※団体・グループ・法人等の場合は、その概要がわかる資料（会則・規約・定款等及び構成員名簿）を添付してください。

2. オーナー制度の概要

①	名 称	〇〇みかんオーナー制度
②	品種・品目名	温州みかん
③	特 徴	〇〇地区の段々畑で丹精こめて有機栽培した美味しいみかんのオーナー制度です。 収穫体験・美味しいみかんジュースもセットで楽しめるお得な内容です。
④	スケジュール	4月上旬募集開始 6月末募集締め切り 7月オーナー札設置 ※栽培状況SNSに掲載（月2回程度） 11月上旬～12月中旬みかん収穫体験 11月中旬～12月中旬みかんの送付 1月みかんジュースセット送付・オーナー期間終了
⑤	料 金	〇〇〇〇円（消費税込み・送料別）
⑥	提供商品 （最低保証量）	①ジュースセット（1000ml×3本） ②温州みかん（早生 5kg）③温州みかん（南柑 20号 5kg）
⑦	募集期間	4月上旬～6月末
⑧	オーナー期間	申し込み受付日～1月末まで
⑨	オーナー募集定員	100名
⑩	収穫作業等の体験	みかん収穫体験※要予約、持ち帰りは別料金
⑪	生産状況等のWEB などでの発信	栽培状況をSNSに掲載（月2回程度）
⑫	アピールポイント	段々畑で有機栽培したみかんは、外見はもう一つですが、安全安心で味は抜群です！
⑬	その他オーナー 特典等	オーナー札を設置

3. 確認事項

項目		説明欄
①	県内産の農林水産物	生産ほ場：〇〇市〇〇地区 ジュース加工：(株)〇〇〇に委託 (加工場：愛媛県〇〇市)
②	オーナー制度の仕組み	収穫体験と栽培状況をSNSに掲載（月2回程度）
③	栽培等の方法	別添の環境と調和のとれた農業生産活動規範点検シートのとおり、地域の栽培指針に準じて、土づくりや適正な防除を心がけ、肥料・農薬の使用状況等を記録している。 また、使用済みプラスチック等の廃棄物処理は、関係法令に基づき適正に処理している。
④	代金の妥当性	通常価格 ①ジュースセット（1000ml×3本）〇〇円 ②温州みかん（早生5kg）〇〇円 ③温州みかん（南柑20号5kg）〇〇円 ④収穫体験 〇〇円 合計〇〇円でありオーナー料金と比較して妥当な金額に設定している。
⑤	業務遂行能力	実績：平成〇〇年からオーナー制度を実施 平成〇〇年オーナー数 〇〇人 オーナー制度売上げ〇〇円 実施体制： 総括 経営主 経理 妻 SNS等情報発信 妻 栽培管理 経営主・妻・父・母・パート〇名 収穫体験対応 経営主・妻 商品発送管理 経営主・妻 オーナー連絡窓口 経営主・妻 ほ場の確保：Ohaでみかんを栽培中 経営状況：別添決算書のとおり

※説明の根拠となる書類の写しを必要に応じて添付してください。

※確認のポイント

- ①県内産の農林水産物：農林水産物は愛媛県内で栽培・飼養・収穫・水揚げ等されたもの及びそれらを主な原材料に使用し原則として県内で製造・加工したもの（どぶろく・ワイン等を含む）であるか。
- ②オーナー制度の仕組み：消費者がオーナー制度事業者に収穫等の前に申し込みを行い、農林水産物を受け取る仕組みで、収穫作業等の体験や生産状況のWEB等での発信など生産過程を消費者が楽しむことも可能となっているものであるか。
- ③栽培等の方法：農林水産物の栽培・飼養・加工等の方法が適切なものであるか。
- ④代金の妥当性：代金が妥当なものであるか。
- ⑤業務遂行能力：オーナー制度を確実に実施できるものであるか。（過去の実績・実施体制・ほ場等の確保・経営状況等）

4. 写真（事業者、商品、収穫等体験状況、生産状況等がわかる写真を3～5枚程度）

※電子データを別途提供してください。

事業者の登録基準に関する確認書

年 月 日

地方局担当課（室）名 ○○地域農業育成室

事業者名 ○○果樹園

確認項目	適否	コメント
① 県内産の農林水産物	適	県内で栽培・加工されている。
② オーナー制度の仕組み	適	収穫体験に加え SNS での生産状況の発信も行う予定となっている。
③ 栽培等の方法	適	JA の出荷状況の聞き取り及び栽培状況の現地確認等から適正であると判断できる。
④ 代金の妥当性	適	通常の販売金額等と比較して適正であると判断できる。
⑤ 業務遂行能力	適	実績十分であり、実施体制、ほ場も適正であり、経営状況も良好である。

※確認のポイント

- ① 県内産の農林水産物：農林水産物は愛媛県内で栽培・飼養・収穫・水揚げ等されたもの及びそれらを主な原材料に使用し原則として県内で製造・加工したもの（どぶろく・ワイン等を含む）であるか。
- ② オーナー制度の仕組み：消費者がオーナー制度事業者に収穫等の前に申し込みを行い、農林水産物を受け取る仕組みで、収穫作業等の体験や生産状況の WEB 等での発信など生産過程を消費者が楽しむことも可能となっているものであるか。
- ③ 栽培等の方法：農林水産物の栽培・飼養・加工等の方法が適切なものであるか。
- ④ 代金の妥当性：代金が妥当なものであるか。
- ⑤ 業務遂行能力：オーナー制度を確実に実施できるものであるか。（過去の実績・実施体制・ほ場等の確保・経営状況等）

【参考】

市町又は農林水産関係団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等）担当部署の意見等	JA○○ ○○部会の副会長を務めるなど地区の中心的な生産者である。 ○○町農林課 認定農業者であり地域の模範的な事業者で町の取組にも協力的である。
産品の特徴やオススメポイント	恵まれた自然環境と先人の人々の長年の努力により築かれた石垣や有機栽培技術によって、○○地区で生産されるみかんは日本有数の品質を誇り、○○年には○○大賞を受賞するなど、日本最高峰のみかん産地の1つとなっている。

確認者職氏名 主任 ▲▲ ■■

登録事業の実績概要

名 称	〇〇みかんオーナー制度
品種・品目名	温州みかん
事業期間	平成〇〇年4月10日 ～ 平成〇〇年1月〇日
契約オーナー数	〇〇名
売上金額	〇〇〇〇〇〇円
体験人数	〇〇名
情報発信	SNS〇回
その他 （交流会の実施 状況など）	オーナー交流会を〇月〇日に実施（参加者〇〇名）